

多良木町障がい者活躍推進計画

令和2年4月

多 良 木 町 長

多良木町議会議長

多良木町教育委員会

多良木町農業委員会

作成趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）により、国及び地方公共団体の機関においては、国が作成する障害者活躍推進計画作成指針に即して、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を作成することとされましたので「多良木町障がい者活躍推進計画」を作成しました。

なお、本計画の作成について、各部局において作成すべきところではありますが、本町においては採用を全部局一体で行っていますので、本計画についても一体で作成しています。

「障がい」の表記について

本計画において、「害」の表記については、県の取扱いに準じて、法令等の名称や専門用語である場合を除き、原則として平仮名で記載しています。

機関名	多良木町・多良木町議会・多良木町教育委員会・多良木町農業委員会
任命権者	多良木町長・多良木町議会議長・多良木町教育委員会・多良木町農業委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
多良木町における障がい者雇用に関する課題	本町の実雇用率は、令和元年6月1日時点で2.37%であり、採用・定着状況ともに概ね順調と考えているが、障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年度、人事記録を元に定着状況を把握・進捗管理。
③キャリア形成に関する目標	【障がい者が担当する職務の拡大】 障がいの程度に応じて能力を発揮できる職域、職種、業務を開拓する （評価方法）毎年度、人事記録を元に把握・進捗管理。

取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の選任義務の有無に関わらず、職員の相談窓口を設定し、周知する。
(2)人材面	○障がい者が配置されている部署の職員を中心に、年1回以上、熊本労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○人事評価等で業務内容の適性を点検、定期的な面談等を行い、職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○障がい特性に配慮した職場環境の整備を検討する。 ○定期的な面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
(2)募集・採用	○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	○時差出勤・早出遅出制度などの時間管理制度の創設を検討する ○時間単位の年次休暇や病気休暇など各種休暇の利用を促進する
(4)キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の受講を薦める。
(5)その他の人事管理	○必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮等の取組を行う。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

